

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月15日
【計算期間】	第10期（自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日）
【ファンド名】	大同ＤＣ２２５インデックスファンド
【発行者名】	Ｔ＆Ｄアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤瀬 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【事務連絡者氏名】	岩松 覚
【連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】	03-3434-6630
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

大同D C 2 2 5 インデックスファンド（以下「当ファンド」といいます。）は、日経平均株価（225種・東証、以下「日経225」といいます。）と連動する投資成果を目標に運用を行います。

日経平均株価とは、株式会社日本経済新聞社および株式会社日本経済新聞デジタルメディアが東証第一部上場銘柄のうち、代表的な225銘柄を対象に算出・公表している株価指数です。日経平均株価に関する著作権等すべての権利は株式会社日本経済新聞社が保有しています。また、株式会社日本経済新聞社は指数の内容・算出方法等を変更し、もしくは指数の公表を中止する権利を有しています。

ファンドの基本的性格

当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

当ファンドが該当する商品分類および属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	補足分類
単位型投信 <u>追加型投信</u>	<u>国 内</u> 海 外 内 外	<u>株 式</u> 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合	<u>インデックス型</u> 特殊型

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

インデックス型

目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象 インデックス
--------	------	--------	------	--------------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株式)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	日経225 T O P I X その他
---	--	--	--------------------------------------	--

その他資産（投資信託証券（株式））

目論見書または信託約款において、投資信託証券を通じて主に株式に投資する旨の記載があるものをいいます。

年1回

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

日本

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

日経225

目論見書または信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

ファンドの特色

- ◇日経225に連動する投資成果を目指すファンドです。
 - ◇日経225に採用された銘柄の中から選定した銘柄に、原則として等株数投資を行います。
 - ◇株式の組入比率は高位を保ちます。
- 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

信託金限度額

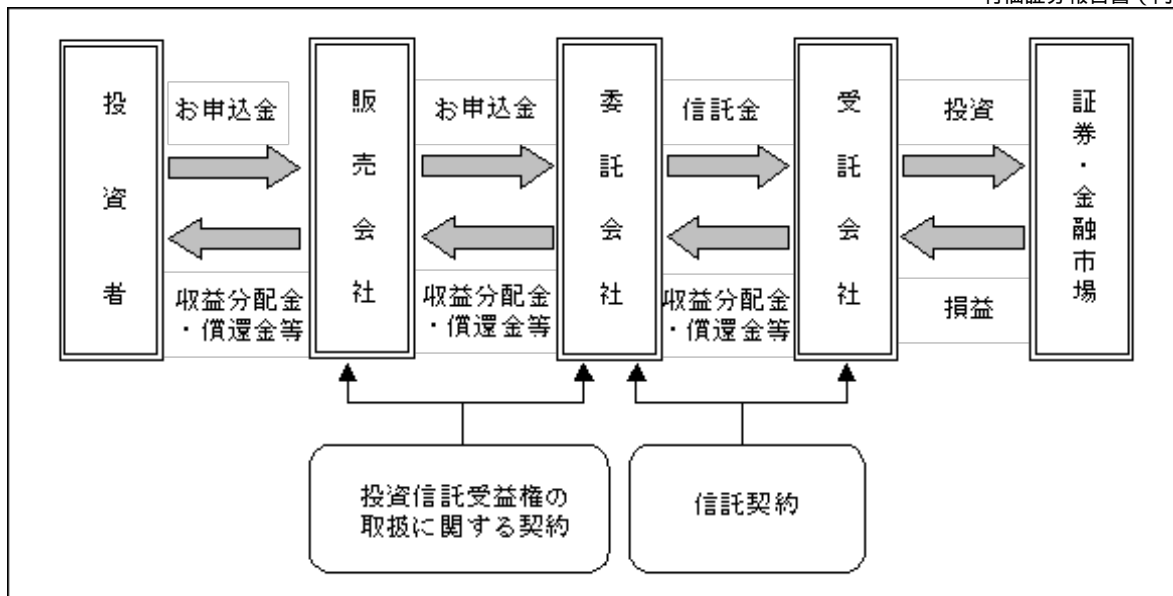
信託金の限度額は1,000億円です。ただし、受託者（以下「受託会社」ということがあります。）と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

平成13年10月29日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み図



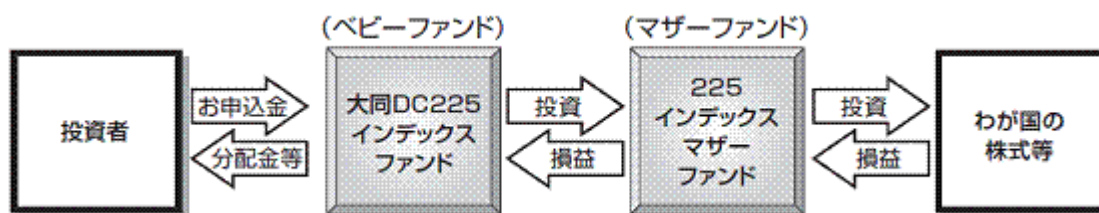
ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは、運用効率化のためファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

ただし、ベビーファンドはマザーファンドのほか、わが国の株式等に直接投資を行うことができます。

また、当ファンド以外のファンドが、当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合もあります。



委託者（以下「委託会社」ということがあります。）およびファンドの関係法人の名称およびファンドの運営上の役割

（委託会社が関係法人と締結している契約等の概要を含みます。）

a. 委託会社

T & Dアセットマネジメント株式会社

委託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託約款の届出
- (2) 信託財産の運用指図
- (3) 信託財産の計算（毎日の基準価額の計算）
- (4) 目論見書および運用報告書の作成等

b. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

受託会社は、信託約款（信託契約）の規定等に基づき主に次の業務を行います。

- (1) 信託財産の保管・管理・計算
- (2) 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

c. 販売会社（委託会社を含め、委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）

販売会社は、委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）等に基づき、主に次の業務を行います。

- (1) 受益権の募集・販売の取扱い
- (2) 受益権の換金（解約）申込の取扱い

(3) 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い

(4) 目論見書、運用報告書の交付等

委託会社の概況

a. 資本金

平成23年3月末日現在 11億円

b. 会社の沿革

昭和55年12月19日 第一投信株式会社設立
同年12月26日「証券投資信託法」（当時）に基づく免許取得
平成 9年12月 1日 社名を長期信用投信株式会社に変更
平成11年 2月25日 大同生命保険相互会社（現：大同生命保険株式会社）の傘下に入る
平成11年 4月 1日 社名を大同ライフ投信株式会社に変更
平成14年 1月24日 投資顧問業者の登録
平成14年 6月11日 投資一任契約に係る業務の認可
平成14年 7月 1日 ティ・アンド・ディ太陽大同投資顧問株式会社と合併、
ティ・アンド・ディ・アセットマネジメント株式会社に社名を変更
平成18年 8月28日 社名をT & Dアセットマネジメント株式会社に変更
平成19年 3月30日 株式会社T & Dホールディングスの直接子会社となる
平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い、第二種金融商品取引業、
投資助言・代理業、投資運用業の登録

c. 大株主の状況

平成23年3月末日現在

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社T & Dホールディングス	東京都港区海岸一丁目2番3号	1,082,500株	100.00%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主として２２５インデックス マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）に投資し、日経225と連動する投資成果を目標として運用を行います。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等に投資を行う場合があります。

日経225との連動率の向上を図るため、一時的に株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (1) 有価証券
- (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条に定めるものに限りません。）
- (3) 金銭債権
- (4) 約束手形

b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、マザーファンドおよび次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定によ

り有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 株券または新株引受権証書

(2) コマーシャル・ペーパー

(3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(3) コール・ローン

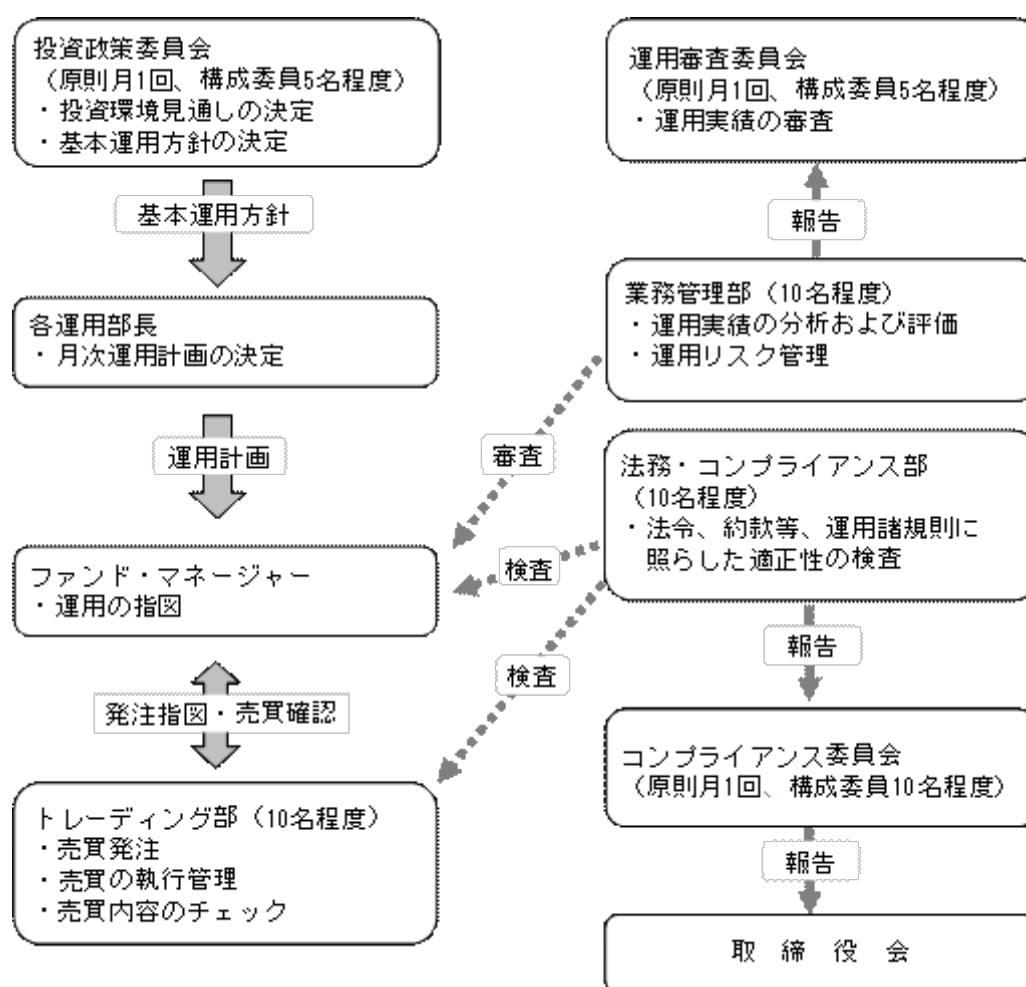
(4) 手形割引市場において売買される手形

(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

委託会社の運用体制は以下の通りです。



個別ファンドの運用計画については、ファンド・マネージャーが組入比率等の計画を立案し、各運用部長の決定を経て実施されます。

受託会社に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、内部統制の有効性に関する報告書を定期的に受け取っています。

委託会社の運用体制等は平成23年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益の分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益等の全額とします。

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

収益分配に充てず、信託財産に留保した利益については、運用の基本方針にしたがって運用を行います。

配当等収益とは、配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、信託報酬（税込）を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（５）【投資制限】

当ファンドの信託約款に基づく投資制限

- a．株式への実質投資割合には制限を設けません。
- b．外貨建資産への投資は行いません。
- c．同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- d．委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。
- e．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。
- f．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- g．(1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (2) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (3) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (4) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

「投資信託及び投資法人に関する法律」および関係法令に基づく投資制限

- a．委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、ま

たは継続することを受託会社に指図しないものとします。

- b. 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

（参考）225インデックス マザーファンド

（１）投資方針

わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、日経225に採用された銘柄を主要投資対象とし、日経225の動きに連動する投資効果を目標に運用を行います。

投資成果を日経225の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

- ・ 日経225に採用された銘柄の中から選定した銘柄に、原則として等株数投資を行います。
- ・ 株式の組入比率は高位を保ちます。

運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等に投資を行う場合があります。

日経225との連動率の向上を図るため、一時的に株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

（２）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- (1) 有価証券
- (2) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、マザーファンド約款第16条に定めるものに限りません。）

- (3) 金銭債権

- (4) 約束手形

- b. 次に掲げる特定資産以外の資産

- (1) 為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- (1) 株券または新株引受権証書

- (2) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

- (3) 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- (1) 預金

- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

- (3) コール・ローン

- (4) 手形割引市場において売買される手形

- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

- (6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（３）投資制限

マザーファンドの信託約款に基づく投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行する株式とします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

3【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による利益および損失は全て投資者に帰属します。

したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

株価変動リスク

株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

有価証券の発行者、または金融商品の運用先に債務不履行等が発生または懸念される場合、有価証券または金融商品等の価格は下落し、もしくは価値がなくなることがあります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

流動性リスク

市場における取引量が小さい場合や、市場の混乱等のために、市場における取引の不成立や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。これらの場合には、基準価額が値下がりする要因となります。

（２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、日経225の動きに連動する成果を目標として運用を行いますが、当該株価指数に連動した投資成果をお約束するものではありません。当ファンドの基準価額の騰落率と当該株価指数の騰落率との間に乖離を生ずる主な要因として、以下のものがあげられます。

- ・資金の流入に伴う株式売買手数料、および信託報酬等管理費用の支払
- ・当ファンドまたはマザーファンドにおいて売買約定した株式等の価格と金融商品取引所終値との差による影響
- ・当ファンドの一部を、直接またはマザーファンドを通じて有価証券先物取引等や金融商品等で運用するため
- ・指数構成銘柄の一部を組み入れないことによる影響

当ファンドは、通常の投資管理の方法（内外経済・金融情勢、産業・企業分析および証券市場分析に基づいてポートフォリオに組み入れた有価証券を変更するもの）によって運用するものではありません。

マザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該ベビーファンドの追加設定・換金申込等による資金変動に伴い、マザーファンドにおいても売買が生じ、ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

当ファンドの信託財産から支弁する信託報酬および証券取引に伴う手数料等の管理費用も、投資者が支払った投資元本に欠損を生じる要因となります。

（３）リスクの管理体制

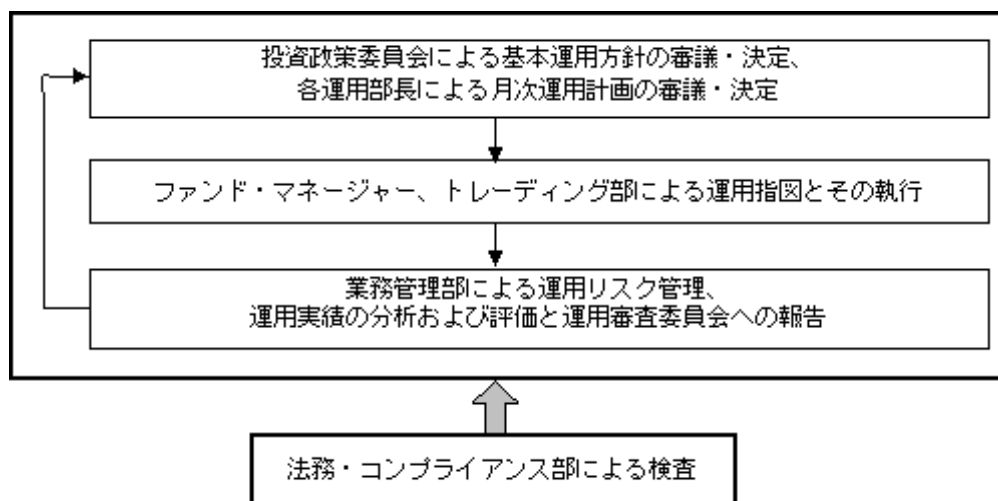
委託会社では、運用部門は定められた運用プロセスを通じて投資リスクを管理します。

また、運用部門から独立した部門がファンドのパフォーマンス評価・分析および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社の投資リスクに対する管理体制は以下の通りです。

委託会社は、社内規定において投資リスクに関する取扱い基準およびその管理体制についても定めており、下記の運用体制のサイクル自体が、投資リスクの管理体制を兼ねたものとなっています。

- ・ ファンド・マネージャーは定期的に、投資環境および市況見通し、ポートフォリオの状況および運用成果等をモニタリングして運用リスクの管理を行いつつ、原則として月次にて（投資環境および市況の著しい変化等に対応する場合には随時）運用計画の見直しを行い、各運用部長による審議・決定を踏まえて、実際の運用指図を行い、トレーディング部がその執行を行っています。
- ・ 業務管理部は、運用リスク管理を所管するとともに、ファンドのパフォーマンス評価・分析等ファンドの運用に関する審査を月次にて行い、運用審査委員会に報告を行うことにより、運用成績の改善のサポートを行っています。
- ・ 法務・コンプライアンス部は、法令、約款等、運用諸規則に照らした適正性の検査を行い、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。



リスクの管理体制は平成23年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5565%（税抜0.53%）の率を乗じて得た額とします。信託報酬の配分については、以下の通りとします。

委託会社 年0.231%（税抜0.22%）

販売会社 年0.252%（税抜0.24%）

受託会社 年0.0735%（税抜0.07%）

上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表にかかる監査報酬（税込）は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.00525%（税抜0.005%）の率を乗じて得た額とし、信託報酬支弁のとき信託財産中から支弁します。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（税込）等は、信託財産中から支弁します。

上記、のその他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

当該手数料等の合計額については、投資者が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

マザーファンドには、信託報酬および監査報酬はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

当ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合等には、前述の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

資産の種類別、地域別の投資状況

（平成23年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（千円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	315,668	99.78
コール・ローン、その他の資産（負債差引後）	日本	712	0.22
合計（純資産総額）	-	316,380	100.00

（注）1 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

2 当ファンドの時価合計は千円単位で記載しております。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位銘柄（全銘柄）

（平成23年3月31日現在）

国名	種 類	銘 柄 名	数 量（口）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資比率 （％）
日本	親投資信託 受益証券	2 2 5 インデックス マザーファンド	297,183,383	0.9337 277,480,125	1.0622 315,668,189	99.78

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

b．投資有価証券の種類別比率

（平成23年3月31日現在）

種類	投 資 比 率（％）
親投資信託受益証券	99.78
合計	99.78

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各種類の評価額比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年3月末日および同日前1年以内における各月末および各計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （単位：千円）	純資産総額 （分配付） （単位：千円）	1口当たりの 純資産額 （分配落） （単位：円）	1口当たりの 純資産額 （分配付） （単位：円）
第1期 計算期間 （平成14年3月15日現在）	110	110	1.0967	1.0967
第2期 計算期間 （平成15年3月17日現在）	74	74	0.7441	0.7441

第3期 計算期間 (平成16年3月15日現在)	55,590	55,590	1.0425	1.0425
第4期 計算期間 (平成17年3月15日現在)	101,310	101,310	1.0934	1.0934
第5期 計算期間 (平成18年3月15日現在)	226,072	226,072	1.5173	1.5173
第6期 計算期間 (平成19年3月15日現在)	285,368	285,368	1.5764	1.5764
第7期 計算期間 (平成20年3月17日現在)	228,008	228,008	1.1117	1.1117
第8期 計算期間 (平成21年3月16日現在)	197,457	197,457	0.7386	0.7386
第9期 計算期間 (平成22年3月15日現在)	285,697	285,697	1.0411	1.0411
平成22年3月末日	295,260	-	1.0804	-
平成22年4月末日	290,167	-	1.0773	-
平成22年5月末日	270,355	-	0.9525	-
平成22年6月末日	269,960	-	0.9153	-
平成22年7月末日	275,824	-	0.9298	-
平成22年8月末日	269,366	-	0.8603	-
平成22年9月末日	290,784	-	0.9191	-
平成22年10月末日	281,221	-	0.9026	-
平成22年11月末日	299,457	-	0.9740	-
平成22年12月末日	314,049	-	1.0032	-
平成23年1月末日	319,064	-	1.0038	-
平成23年2月末日	323,948	-	1.0416	-
第10期 計算期間 (平成23年3月15日現在)	264,825	264,825	0.8448	0.8448
平成23年3月末日	316,380	-	0.9636	-

(注) 当ファンドの各月末および各計算期間末日の純資産総額は千円単位で記載しております。

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第1期 計算期間（平成14年3月15日）	0.0000
第2期 計算期間（平成15年3月17日）	0.0000
第3期 計算期間（平成16年3月15日）	0.0000
第4期 計算期間（平成17年3月15日）	0.0000
第5期 計算期間（平成18年3月15日）	0.0000
第6期 計算期間（平成19年3月15日）	0.0000
第7期 計算期間（平成20年3月17日）	0.0000
第8期 計算期間（平成21年3月16日）	0.0000
第9期 計算期間（平成22年3月15日）	0.0000
第10期 計算期間（平成23年3月15日）	0.0000

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期 計算期間（平成13年10月29日 ～ 平成14年3月15日）	9.67
第2期 計算期間（平成14年3月16日 ～ 平成15年3月17日）	32.15

第3期 計算期間（平成15年3月18日 ～ 平成16年3月15日）	40.10
第4期 計算期間（平成16年3月16日 ～ 平成17年3月15日）	4.88
第5期 計算期間（平成17年3月16日 ～ 平成18年3月15日）	38.77
第6期 計算期間（平成18年3月16日 ～ 平成19年3月15日）	3.90
第7期 計算期間（平成19年3月16日 ～ 平成20年3月17日）	29.48
第8期 計算期間（平成20年3月18日 ～ 平成21年3月16日）	33.56
第9期 計算期間（平成21年3月17日 ～ 平成22年3月15日）	40.96
第10期 計算期間（平成22年3月16日 ～ 平成23年3月15日）	18.86

（注）収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数字です。なお、第1期計算期間においては、前期末基準価額（1万口当たり）を1万円として計算しています。（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

（参考）マザーファンドの状況

（１）投資状況

親投資信託資産の種類別、地域別の投資状況

（平成23年3月31日現在）

資産の種類	国名	時価合計（百万円）	投資比率（％）
株式	日本	106,464	96.62
その他の資産（負債差引後）	日本	3,720	3.38
合計（純資産総額）	-	110,184	100.00

（注）１ 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。）

２ 株価指数先物取引を買建ており、その時価は、3,660百万円となっております。

（２）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

ａ．評価額上位銘柄（30銘柄）

（平成23年3月31日現在）

	国名	種類	業 種	銘 柄 名	数量 （株）	簿価単価（円） 簿価金額（円）	時価単価（円） 時価金額（円）	投資 比率 （％）
1	日本	株式	電気機器	ファナック	438,000	11,456 5,017,520,194	12,590 5,514,420,000	5.00
2	日本	株式	小売業	ファーストリテイ リング	438,000	9,468 4,146,815,185	10,410 4,559,580,000	4.14
3	日本	株式	情報・通信業	ソフトバンク	1,314,000	2,827 3,714,594,734	3,320 4,362,480,000	3.96
4	日本	株式	電気機器	京セラ	438,000	6,785 2,971,706,624	8,430 3,692,340,000	3.35
5	日本	株式	輸送用機器	本田技研工業	876,000	2,980 2,610,421,212	3,125 2,737,500,000	2.48
6	日本	株式	電気機器	キャノン	657,000	3,551 2,332,803,195	3,620 2,378,340,000	2.16
7	日本	株式	情報・通信業	K D D I	4,380	472,465 2,069,397,230	515,000 2,255,700,000	2.05

8	日本	株式	電気機器	T D K	438,000	4,258 1,865,105,928	4,915 2,152,770,000	1.95
9	日本	株式	電気機器	東京エレクトロン	438,000	4,500 1,971,205,342	4,585 2,008,230,000	1.82
10	日本	株式	精密機器	テルモ	438,000	3,886 1,702,074,487	4,385 1,920,630,000	1.74
11	日本	株式	化学	信越化学工業	438,000	3,561 1,559,563,747	4,135 1,811,130,000	1.64
12	日本	株式	医薬品	武田薬品工業	438,000	3,667 1,606,353,065	3,880 1,699,440,000	1.54
13	日本	株式	サービス業	セコム	438,000	3,914 1,714,172,805	3,865 1,692,870,000	1.54
14	日本	株式	輸送用機器	トヨタ自動車	438,000	3,075 1,346,671,217	3,350 1,467,300,000	1.33
15	日本	株式	医薬品	アステラス製薬	438,000	2,977 1,304,044,066	3,080 1,349,040,000	1.22
16	日本	株式	電気機器	アドバンテスト	876,000	1,356 1,188,253,454	1,498 1,312,248,000	1.19
17	日本	株式	医薬品	エーザイ	438,000	2,906 1,272,810,275	2,984 1,306,992,000	1.19
18	日本	株式	機械	小松製作所	438,000	2,399 1,050,644,849	2,825 1,237,350,000	1.12
19	日本	株式	輸送用機器	デンソー	438,000	2,517 1,102,284,925	2,760 1,208,880,000	1.10
20	日本	株式	電気機器	ソニー	438,000	2,334 1,022,148,703	2,664 1,166,832,000	1.06
21	日本	株式	化学	富士フイルムホールディングス	438,000	2,283 999,930,473	2,576 1,128,288,000	1.02
22	日本	株式	情報・通信業	エヌ・ティ・ティ・データ	4,380	218,575 957,358,284	257,100 1,126,098,000	1.02
23	日本	株式	機械	ダイキン工業	438,000	2,209 967,678,330	2,491 1,091,058,000	0.99
24	日本	株式	精密機器	オリンパス	438,000	1,993 873,063,752	2,314 1,013,532,000	0.92
25	日本	株式	卸売業	三菱商事	438,000	1,886 826,269,323	2,309 1,011,342,000	0.92
26	日本	株式	情報・通信業	トレンドマイクロ	438,000	2,055 900,211,725	2,215 970,170,000	0.88
27	日本	株式	サービス業	電通	438,000	1,991 872,113,336	2,147 940,386,000	0.85
28	日本	株式	小売業	セブン&アイ・ホールディングス	438,000	1,883 824,928,752	2,122 929,436,000	0.84
29	日本	株式	機械	日立建機	438,000	1,886 826,026,881	2,083 912,354,000	0.83
30	日本	株式	化学	花王	438,000	1,894 829,746,949	2,075 908,850,000	0.82

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の評価額比率です。

ｂ．投資有価証券の種類別及び業種別比率

（平成23年3月31日現在）

種類	業 種	投 資 比 率（％）
株式	電気機器	22.21

株式	情報・通信業	8.93
株式	輸送用機器	6.79
株式	小売業	6.53
株式	医薬品	6.34
株式	化学	6.33
株式	機械	5.33
株式	食料品	3.60
株式	精密機器	3.54
株式	卸売業	3.12
株式	建設業	2.60
株式	ガラス・土石製品	2.46
株式	サービス業	2.46
株式	陸運業	2.15
株式	不動産業	2.11
株式	非鉄金属	2.01
株式	銀行業	1.27
株式	その他製品	1.04
株式	保険業	1.02
株式	ゴム製品	0.85
株式	繊維製品	0.78
株式	鉄鋼	0.68
株式	金属製品	0.61
株式	証券、商品先物取引業	0.59
株式	石油・石炭製品	0.57
株式	その他金融業	0.53
株式	電気・ガス業	0.45
株式	海運業	0.44
株式	パルプ・紙	0.44
株式	倉庫・運輸関連業	0.37
株式	鉱業	0.25
株式	水産・農林業	0.14
株式	空運業	0.10
合計		96.62

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各業種の評価額比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

同ファンドは、平成23年3月31日現在、下記の先物取引を行っております（オフバランス）。

株式関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		

市場取引	株価指数先物取引				
	買 建 日経平均株価指数先物	3,314,842,750	-	3,660,000,000	344,763,500
合 計		3,314,842,750	-	3,660,000,000	344,763,500

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として金融商品取引所における平成23年3月31日の清算値段又は証拠金算定基準値段で評価しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 計算期間（平成13年10月29日 ～ 平成14年3月15日）	100,000	0
第2期 計算期間（平成14年3月16日 ～ 平成15年3月17日）	0	0
第3期 計算期間（平成15年3月18日 ～ 平成16年3月15日）	69,252,765	16,026,930
第4期 計算期間（平成16年3月16日 ～ 平成17年3月15日）	51,464,709	12,130,539
第5期 計算期間（平成17年3月16日 ～ 平成18年3月15日）	83,992,214	27,655,308
第6期 計算期間（平成18年3月16日 ～ 平成19年3月15日）	63,970,529	31,942,609
第7期 計算期間（平成19年3月16日 ～ 平成20年3月17日）	53,512,551	29,445,507
第8期 計算期間（平成20年3月18日 ～ 平成21年3月16日）	87,186,825	24,939,409
第9期 計算期間（平成21年3月17日 ～ 平成22年3月15日）	79,538,642	72,467,046
第10期 計算期間（平成22年3月16日 ～ 平成23年3月15日）	92,506,253	53,456,793

（注）1 第1期計算期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

2 設定口数および解約口数は、全て本邦内におけるものです。

（参考）運用実績

2011年3月31日現在

基準価額・純資産の推移



分配の推移（1万口当たり、税引前）

2011年3月	0円
2010年3月	0円
2009年3月	0円
2008年3月	0円
2007年3月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況

●組入上位銘柄

銘柄名(銘柄数225)	業種	比率
ファナック	電気機器	5.0%
ファーストリテイリング	小売業	4.1%
ソフトバンク	情報・通信業	4.0%
京セラ	電気機器	3.3%
本田技研工業	輸送用機器	2.5%
キヤノン	電気機器	2.2%
KDDI	情報・通信業	2.0%
TDK	電気機器	1.9%
東京エレクトロン	電気機器	1.8%
テルモ	精密機器	1.7%

※業種は東証33業種で表示しており、日経業種分類とは異なります。
 ※組入上位銘柄の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

●投資比率

株式	99.7%
うち株式現物	96.4%
うち株式先物	3.3%

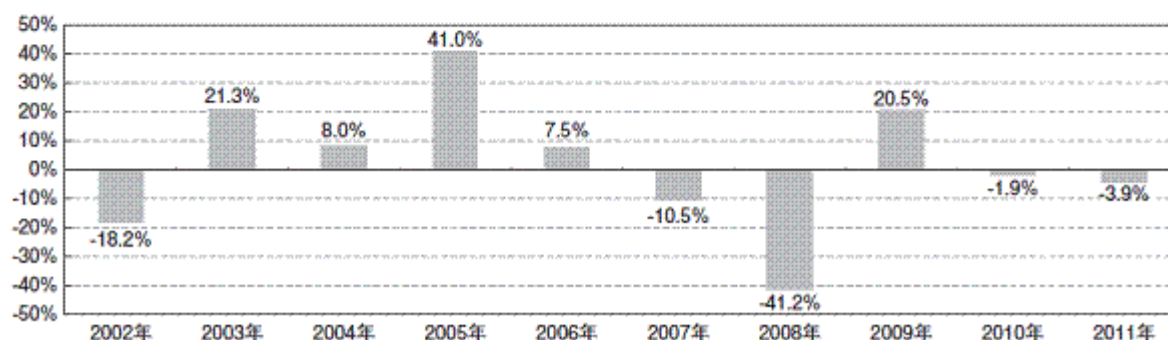
※投資比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

●組入上位業種

業種	比率
電気機器	22.2%
情報・通信業	8.9%
輸送用機器	6.8%
小売業	6.5%
医薬品	6.3%
その他業種	45.7%

※業種は東証33業種で表示しており、日経業種分類とは異なります。
 ※組入上位業種の比率はマザーファンドへの投資を通じた実質組入比率。

年間収益率の推移（暦年ベース）



※2011年は1月から3月末までの騰落率を表示。

- ◆本資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込の勧誘

当ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。したがって、受益権の取得申込の勧誘は、確定拠出年金法第8条第1項で定める下記に掲げる契約を同法第2条第4項で定める厚生年金適用事業所の事業主と締結した者および同法第2条第5項で定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した会社を含みます。）に対してのみ行われます。

確定拠出年金法第8条第1項で定める契約とは次のものをいいます。

信託会社、信託業務を営む金融機関、厚生年金基金または企業年金基金を相手方とする運用の方法を特定する信託の契約

生命保険会社を相手方とする生命保険の契約

農業協同組合連合会を相手方とする生命共済の契約

損害保険会社を相手方とする損害保険の契約

（2）申込の方法

当ファンドは、収益分配金を無手数料で自動的に再投資する自動継続投資専用ファンドです。

当ファンドの受益権の取得申込は、販売会社において取引口座を開設のうえ取得申込を行うものとします。取得申込は、毎営業日に販売会社で受付けます。申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約を締結していただきます。

受益権の購入価額（発行価格）は、取得申込日の基準価額とします。購入価額に申込口数を乗じて得た金額が申込金額となります。

当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社（委託会社の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金の支払と引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込手数料はありません。

取得申込者は、申込代金を払込期日までにお申込の販売会社に支払うものとします。払込期日につきましては、販売会社までお問い合わせください。

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社が定める単位をもって、委託会社に換金申込を行うことができます。換金申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもあります。また、販売会社により受付時間が変更になることもありますのでご注意ください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

委託会社は、換金申込を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

当ファンドの換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して信託契約の一部解約を

委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金価額（解約価額）は、換金申込受付日の基準価額とします。

換金申込をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することおよびすでに受付けた換金申込の受付を取消することができます。なお、換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして、の規定に準じて計算された価額とします。

換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において支払います。ただし、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、上記原則による支払開始日が遅延する場合があります。

換金価額につきましては、委託会社または販売会社にお問い合わせください。

販売会社により買取請求の取扱いを行う場合がありますが、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額とは信託財産の純資産総額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

当ファンドおよびマザーファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

当ファンドの主な投資対象

マザーファンド受益証券：原則として当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

マザーファンドの主な投資対象

わが国の株式：原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場で評価します。

基準価額は毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。また、基準価額は原則として翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則無期限ですが、後述の「（５）その他 信託の終了」の規定により信託を終了させる場合があります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年3月16日から翌年3月15日までとします。該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

信託の終了

a. ファンドの繰上償還

- (1) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (2) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (3) 委託会社は、(1)、(2)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載し

た書面をこの信託契約に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- (4) 上記(3)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - (5) 上記(4)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、(1)、(2)の信託契約の解約をしません。
 - (6) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (7) 上記(4)から(6)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(4)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - c. 委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後述の「 信託約款の変更 d 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - d. 受託会社が辞任する場合または受託会社を解任する場合、委託会社は、後述の「 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知れている受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 上記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、aの信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知れている受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前述の規定にしたがいま

関係法人との契約の更改に関する手続

委託会社が販売会社と締結している「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約満了日の3ヵ月前までに当事者から別段の意思表示のない限り、1年毎に自動更新されます。

公告

委託会社が投資者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用に係る報告等開示方法

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等に当ファンドの受益権を保有します。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドの収益分配金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において換金申込が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

（２）償還金の請求権

受益者は、当ファンドの償還金を自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において換金申込が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行います。ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、受益権の換金申込を販売会社を通じて委託会社に申込ができます。権利行使の方法等については、前述の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）反対者の買取請求権

前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託の終了 a. ファンドの繰上償還」に規定する信託契約の解約または前述の「３ 資産管理等の概要（５）その他 信託約款の変更」に規定する信託約款の変更のうち、その内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

（５）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成22年9月30日付内閣府令第45号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成21年3月17日から平成22年3月15日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前及び内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第10期計算期間（平成22年3月16日から平成23年3月15日まで）については内閣府令第50号改正後及び内閣府令第45号附則第3条第1項第1号により、内閣府令第45号改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第9期計算期間（平成21年3月17日から平成22年3月15日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第10期計算期間（平成22年3月16日から平成23年3月15日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、第9期計算期間（平成21年3月17日から平成22年3月15日まで）及び第10期計算期間（平成22年3月16日から平成23年3月15日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第9期 (平成22年3月15日現在)	第10期 (平成23年3月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,032,090	2,221,775
親投資信託受益証券	284,133,699	263,516,617
未収入金	1,200,000	-
未収利息	6	3
流動資産合計	290,365,795	265,738,395
資産合計	290,365,795	265,738,395
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,905,355	56,801
未払受託者報酬	99,841	112,128
未払委託者報酬	656,094	736,776
その他未払費用	7,026	7,948
流動負債合計	4,668,316	913,653
負債合計	4,668,316	913,653
純資産の部		
元本等		
元本	274,410,887	313,460,347
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	11,286,592	48,635,605
(分配準備積立金)	34,894,122	29,129,799
元本等合計	285,697,479	264,824,742
純資産合計	285,697,479	264,824,742
負債純資産合計	290,365,795	265,738,395

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第9期 (自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日)	第10期 (自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日)
営業収益		
受取利息	1,038	917
有価証券売買等損益	82,401,099	54,847,082
営業収益合計	82,402,137	54,846,165
営業費用		
受託者報酬	191,281	214,697
委託者報酬	1,257,221	1,410,748
その他費用	13,333	15,211
営業費用合計	1,461,835	1,640,656
営業利益	80,940,302	56,486,821
経常利益	80,940,302	56,486,821
当期純利益	80,940,302	56,486,821
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	13,505,037	1,228,608
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	69,882,132	11,286,592
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,760,850	-
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,760,850	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,027,391	4,663,984
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,541,223
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,027,391	3,122,761
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,286,592	48,635,605

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

期 別 項 目	第9期 （自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日）	第10期 （自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日）
1 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価 しております。 時価評価にあたっては、親投資信託 受益証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他	当ファンドの前計算期間の期末が 休日のため、当計算期間は、平成21年 3月17日から平成22年3月15日までと なっております。	-

（貸借対照表に関する注記）

第9期 （平成22年3月15日現在）	第10期 （平成23年3月15日現在）
1 計算期間の末日における受益権の総数 274,410,887口	1 計算期間の末日における受益権の総数 313,460,347口
-	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 48,635,605円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 1.0411円 （1万口当たり純資産額 10,411円）	3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 0.8448円 （1万口当たり純資産額 8,448円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

期 別 項 目	第9期 （自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日）	第10期 （自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日）
分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後配当 等収益（933円）、費用控除後有価証券 売買等損益（0円）、収益調整金 （156,586,989円）、及び分配準備積立 金（34,893,189円）より、分配対象収益 は191,481,111円（1万口当たり6,977 円）となりましたが、当期の分配は見送 りとさせていただきます。	計算期間末における費用控除後配当 等収益（0円）、費用控除後有価証券売 買等損益（0円）、収益調整金 （189,599,049円）、及び分配準備積立 金（29,129,799円）より、分配対象収益 は218,728,848円（1万口当たり6,977 円）となりましたが、当期の分配は見送 りとさせていただきます。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	第9期 （自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日）	第10期 （自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日）
1 金融商品に対する 取組方針	-	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であります。 有価証券等の金融商品に対して、信託約款及び委託会社で定めた投資ガイドラインや運用計画書等に従い、投資として運用することを目的としております。
2 金融商品の内容及 び当該金融商品に 係るリスク	-	金融商品の内容は、有価証券、コールローン等の金銭債権及び金銭債務となります。有価証券の詳細については、（その他の注記）2 有価証券関係に記載の通りです。 有価証券に係るリスクとしては、価格変動リスク、信用リスク、流動性リスクなどがあります。
3 金融商品に係るリ スク管理体制	-	委託会社においては、運用部門と独立した運用審査委員会を設け、パフォーマンスの分析・評価及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 価格変動リスク等の市場リスクに関しては、パフォーマンスの実績等の状況を常時分析・把握し、投資方針に従っているかを管理しております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等 に関する事項につ いての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることがあります。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	第9期 (自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日)	第10期 (自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日)
1 貸借対照表計上額、 時価及びその差額	-	証券投資信託では、金融商品は原則として時価評価されるため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ご との時価の算定方法	-	親投資信託受益証券については、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の 1 運用資産の評価基準及び評価方法に記載の通りです。 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、時価が帳簿価額と近似しているため帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第9期 (自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日)	第10期 (自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日)
該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

1 元本の移動

期 別 項 目	第9期 (自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日)	第10期 (自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日)
期首元本額	267,339,291 円	274,410,887 円
期中追加設定元本額	79,538,642 円	92,506,253 円
期中一部解約元本額	72,467,046 円	53,456,793 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

第9期（自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日）

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	284,133,699 円	70,828,035 円
合計	284,133,699 円	70,828,035 円

第10期（自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日）

種類	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	53,474,968 円
合計	53,474,968 円

3 デリバティブ取引関係

第9期（自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日）

該当事項はありません。

第10期（自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

a . 株式

該当事項はありません。

b . 株式以外の有価証券

（平成23年3月15日現在）

種類	銘柄	券面総額 （口）	評価額 （円）	備考
親投資信託受益証券	2 2 5 インデックス マザーファンド	283,229,382	263,516,617	
合計		283,229,382	263,516,617	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）２２５インデックス マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当ファンドは２２５インデックス マザーファンド受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンド受益証券です。

尚、当ファンドの各計算期間末日における同マザーファンドの状況は次の通りです。

（１）貸借対照表

（単位：円）

科 目	対象年月日	（平成22年3月15日現在）	（平成23年3月15日現在）
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		3,264,421,563	2,352,321,380
株式		114,545,792,500	89,878,509,000
派生商品評価勘定		47,024,000	-
未収配当金		190,579,500	190,604,000
未収利息		4,471	3,222
差入委託証拠金		55,040,000	308,210,000
流動資産合計		118,102,862,034	92,729,647,602
資産合計		118,102,862,034	92,729,647,602
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	443,217,250
未払解約金		34,200,000	-
流動負債合計		34,200,000	443,217,250
負債合計		34,200,000	443,217,250
純資産の部			
元本等			
元本		103,451,461,669	99,185,720,635
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		14,617,200,365	6,899,290,283
元本等合計		118,068,662,034	92,286,430,352
純資産合計		118,068,662,034	92,286,430,352
負債純資産合計		118,102,862,034	92,729,647,602

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	対象期間	(自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日)	(自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日)
1 運用資産の評価基準 及び評価方法		(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取 引所における最終相場（最終相場 のないものについては、それに準ずる価 額）、又は金融商品取引業者等から提 示される気配相場に基づいて評価し ております。 (2)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で 評価しております。 時価評価にあたっては、原則とし て、当該取引所の発表する計算日の清 算値段（清算価格）又は証拠金算定 基準値段としております。	(1)株式 同左 (2)先物取引 同左
2 費用・収益の計上基準		(1)受取配当金 原則として、配当落ち日において、 確定配当金額又は予想配当金額を計 上しております。 (2)有価証券売買等損益、派生商品取 引等損益 約定日基準で計上しております。	(1)受取配当金 同左 (2)有価証券売買等損益、派生商品取 引等損益 同左

(貸借対照表に関する注記)

(平成22年3月15日現在)		(平成23年3月15日現在)	
1 担保に供されている資産 先物取引証拠金の代用として差入れている資 産は次のとおりであります。		1 担保に供されている資産 先物取引証拠金の代用として差入れている資 産は次のとおりであります。	
株式 1,601,075,000円		株式 1,382,815,000円	
2 計算期間の末日における受益権の総数 103,451,461,669口		2 計算期間の末日における受益権の総数 99,185,720,635口	
-		3 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に 規定する額 元本の欠損 6,899,290,283円	
3 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 1.1413円 (1万口当たり純資産額 11,413円)		4 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の 額 1口当たり純資産額 0.9304円 (1万口当たり純資産額 9,304円)	

（その他の注記）

1 元本の移動

項 目	対象年月日 (平成22年3月15日現在)	(平成23年3月15日現在)
期首元本額	103,090,662,188 円	103,451,461,669 円
期中追加設定元本額	22,556,990,552 円	14,665,639,471 円
期中一部解約元本額	22,196,191,071 円	18,931,380,505 円
期末元本額	103,451,461,669 円	99,185,720,635 円
元本の内訳 *		
225IDXオープン	758,362,291 円	851,967,384 円
大同DC225インデックスファンド	248,956,190 円	283,229,382 円
225インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	25,595,069,443 円	21,302,514,895 円
225インデックスファンドVA1 (適格機関投資家専用)	8,118,624,428 円	7,769,085,801 円
T&Dバランスファンド20VA (適格機関投資家専用)	15,947,798,563 円	14,976,409,521 円
T&D国内重視バランスファンド30VA (適格機関投資家専用)	6,389,393 円	5,917,183 円
T&D国内重視バランスファンド50VA (適格機関投資家専用)	65,820,382 円	58,458,213 円
T&D国際分散バランスファンド30VA (適格機関投資家専用)	13,555,742 円	13,416,213 円
T&D国際分散バランスファンド50VA (適格機関投資家専用)	95,630,742 円	93,469,605 円
225インデックスファンドVA2 (適格機関投資家専用)	2,919,962,440 円	2,879,275,283 円
世界分散ファンド15VA (適格機関投資家専用)	1,639,861,355 円	1,505,062,943 円
世界分散ファンド20VA (適格機関投資家専用)	9,797,413,285 円	9,453,304,061 円
世界分散ファンド20J-VA (適格機関投資家専用)	2,959,546,200 円	2,789,729,435 円
世界分散ファンド25VA (適格機関投資家専用)	278,454,146 円	271,133,767 円
世界分散ファンド30VA (適格機関投資家専用)	1,546,949,978 円	1,459,484,181 円
世界分散ファンド30J-VA (適格機関投資家専用)	414,964,006 円	408,034,442 円
T&D225インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	16,745,640 円	16,430,438 円
世界バランス20VA (適格機関投資家専用)	27,802,988,603 円	28,949,855,322 円
世界バランス40VA (適格機関投資家専用)	5,224,368,842 円	6,098,942,566 円
合計	103,451,461,669 円	99,185,720,635 円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

(自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	114,545,792,500 円	30,704,614,858 円
合計	114,545,792,500 円	30,704,614,858 円

(自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
株式	89,878,509,000 円	21,421,590,025 円
合計	89,878,509,000 円	21,421,590,025 円

3 デリバティブ取引関係

(自 平成21年3月17日 至 平成22年3月15日)

取引の状況に関する事項

- 取引の内容
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では日経平均株価指数先物であります。
- 取引に対する取組方法
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
- 取引の利用目的
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、等株数投資を維持しながら組入比率を一定に保つために利用しており、建玉の合計額については、ヘッジ対象有価証券の組入可能額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかわる利払金及び償還金等並びに余裕金の範囲内としております。
- 取引に係るリスクの内容
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクがあります。
- 取引に係るリスクの管理体制
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。
- 取引の時価等に関する事項についての補足説明
取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

株式関連

(単位：円)

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買 建				
	日経平均株価指数先物	3,367,040,000	-	3,414,400,000	47,024,000
合 計		3,367,040,000	-	3,414,400,000	47,024,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として金融商品取引所における計算期間末日の清算値段または証拠金算定基準値段で評価しております。

（自 平成22年3月16日 至 平成23年3月15日）

取引の状況に関する事項

- 1 取引の内容
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株式関連では日経平均株価指数先物であります。
- 2 取引に対する取組方法
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。
- 3 取引の利用目的
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、等株数投資を維持しながら組入比率を一定に保つために利用しており、建玉の合計額については、ヘッジ対象有価証券の組入可能額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかわる利払金及び償還金等並びに余裕金の範囲内としております。
- 4 取引に係るリスクの内容
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、市場価格の変動に係るリスクがあります。
- 5 取引に係るリスクの管理体制
当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、約款に定めた運用の基本方針及び取引権限とリスク評価額の上限を定めた社内ルールに基づき、運用担当者が運用責任者の承認を得て運用指図を行い、管理責任者が毎日リスク評価額の管理を行っております。
- 6 取引の時価等に関する事項についての補足説明
取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項

株式関連

（単位：円）

区 分	種 類	契 約 額 等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買 建				
	日経平均株価指数先物	2,559,760,000	-	2,116,800,000	443,217,250
合 計		2,559,760,000	-	2,116,800,000	443,217,250

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、原則として金融商品取引所における計算期間末日の清算値段または証拠金算定基準値段で評価しております。

（３）附属明細表

有価証券明細表

a．株式

（平成23年3月15日現在）

通貨 （日本円）	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	日本水産	420,000	223	93,660,000	
	マルハニチロホールディングス	420,000	112	47,040,000	
	国際石油開発帝石	420	496,000	208,320,000	
	コムシスホールディングス	420,000	646	271,320,000	
	大成建設	420,000	192	80,640,000	
	大林組	420,000	337	141,540,000	

	清水建設	420,000	333	139,860,000	
	鹿島建設	420,000	225	94,500,000	
	大和ハウス工業	420,000	944	396,480,000	
	積水ハウス	420,000	732	307,440,000	
	日揮	420,000	1,522	639,240,000	
	千代田化工建設	420,000	618	259,560,000	
	日清製粉グループ本社	420,000	838	351,960,000	
	明治ホールディングス	42,000	3,080	129,360,000	
	日本ハム	420,000	865	363,300,000	
	サッポロホールディングス	420,000	268	112,560,000	
	アサヒビール	420,000	1,314	551,880,000	
	麒麟ホールディングス	420,000	962	404,040,000	
	宝ホールディングス	420,000	379	159,180,000	
	キッコーマン	420,000	707	296,940,000	
	味の素	420,000	756	317,520,000	
	ニチレイ	420,000	286	120,120,000	
	日本たばこ産業	2,100	292,500	614,250,000	
	東洋紡績	420,000	118	49,560,000	
	ユニチカ	420,000	58	24,360,000	
	日清紡ホールディングス	420,000	650	273,000,000	
	帝人	420,000	294	123,480,000	
	東レ	420,000	475	199,500,000	
	王子製紙	420,000	331	139,020,000	
	三菱製紙	420,000	69	28,980,000	
	北越紀州製紙	420,000	368	154,560,000	
	日本製紙グループ本社	42,000	1,679	70,518,000	
	クラレ	420,000	864	362,880,000	
	旭化成	420,000	450	189,000,000	
	昭和電工	420,000	132	55,440,000	
	住友化学	420,000	344	144,480,000	
	日産化学工業	420,000	699	293,580,000	
	日本曹達	420,000	291	122,220,000	
	東ソー	420,000	220	92,400,000	
	電気化学工業	420,000	313	131,460,000	
	信越化学工業	420,000	3,540	1,486,800,000	
	三井化学	420,000	208	87,360,000	
	三菱ケミカルホールディングス	210,000	451	94,710,000	
	宇部興産	420,000	205	86,100,000	
	日本化薬	420,000	601	252,420,000	
	花王	420,000	1,888	792,960,000	
	富士フイルムホールディングス	420,000	2,274	955,080,000	
	資生堂	420,000	1,385	581,700,000	
	協和発酵キリン	420,000	644	270,480,000	
	武田薬品工業	420,000	3,660	1,537,200,000	
	アステラス製薬	420,000	2,978	1,250,760,000	

	大日本住友製薬	420,000	611	256,620,000	
	塩野義製薬	420,000	1,215	510,300,000	
	中外製薬	420,000	1,263	530,460,000	
	エーザイ	420,000	2,901	1,218,420,000	
	第一三共	420,000	1,482	622,440,000	
	昭和シェル石油	420,000	646	271,320,000	
	J Xホールディングス	420,000	445	186,900,000	
	横浜ゴム	420,000	337	141,540,000	
	ブリヂストン	420,000	1,578	662,760,000	
	日東紡績	420,000	146	61,320,000	
	旭硝子	420,000	972	408,240,000	
	日本板硝子	420,000	194	81,480,000	
	日本電気硝子	630,000	1,075	677,250,000	
	住友大阪セメント	420,000	203	85,260,000	
	太平洋セメント	420,000	108	45,360,000	
	東海カーボン	420,000	325	136,500,000	
	T O T O	420,000	583	244,860,000	
	日本碍子	420,000	1,078	452,760,000	
	新日本製鐵	420,000	236	99,120,000	
	住友金属工業	420,000	153	64,260,000	
	神戸製鋼所	420,000	167	70,140,000	
	日新製鋼	420,000	129	54,180,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	42,000	2,025	85,050,000	
	大平洋金属	420,000	537	225,540,000	
	日本軽金属	420,000	117	49,140,000	
	三井金属鉱業	420,000	231	97,020,000	
	東邦亜鉛	420,000	305	128,100,000	
	三菱マテリアル	420,000	225	94,500,000	
	住友金属鉱山	420,000	1,182	496,440,000	
	D O W Aホールディングス	420,000	415	174,300,000	
	古河機械金属	420,000	62	26,040,000	
	古河電気工業	420,000	270	113,400,000	
	住友電気工業	420,000	986	414,120,000	
	フジクラ	420,000	313	131,460,000	
	S U M C O	42,000	1,320	55,440,000	
	東洋製罐	420,000	1,003	421,260,000	
	日本製鋼所	420,000	543	228,060,000	
	オークマ	420,000	577	242,340,000	
	小松製作所	420,000	2,390	1,003,800,000	
	住友重機械工業	420,000	462	194,040,000	
	日立建機	420,000	1,880	789,600,000	
	クボタ	420,000	697	292,740,000	
	荏原製作所	420,000	372	156,240,000	
	ダイキン工業	420,000	2,199	923,580,000	
	日本精工	420,000	613	257,460,000	

	N T N	420,000	343	144,060,000	
	ジェイテクト	420,000	894	375,480,000	
	日立造船	420,000	108	45,360,000	
	三菱重工業	420,000	287	120,540,000	
	I H I	420,000	156	65,520,000	
	コニカミノルタホールディングス	420,000	597	250,740,000	
	ミネベア	420,000	357	149,940,000	
	日立製作所	420,000	362	152,040,000	
	東芝	420,000	331	139,020,000	
	三菱電機	420,000	784	329,280,000	
	富士電機ホールディングス	420,000	191	80,220,000	
	明電舎	420,000	257	107,940,000	
	ジーエス・ユアサ コーポレーション	420,000	457	191,940,000	
	日本電気	420,000	162	68,040,000	
	富士通	420,000	428	179,760,000	
	沖電気工業	420,000	51	21,420,000	
	パナソニック	420,000	866	363,720,000	
	シャープ	420,000	675	283,500,000	
	ソニー	420,000	2,324	976,080,000	
	T D K	420,000	4,240	1,780,800,000	
	三洋電機	420,000	98	41,160,000	
	ミツミ電機	420,000	874	367,080,000	
	アルプス電気	420,000	668	280,560,000	
	パイオニア	420,000	321	134,820,000	
	横河電機	420,000	523	219,660,000	
	アドバンテスト	840,000	1,355	1,138,200,000	
	カシオ計算機	420,000	584	245,280,000	
	ファナック	420,000	11,440	4,804,800,000	
	京セラ	420,000	6,740	2,830,800,000	
	太陽誘電	420,000	944	396,480,000	
	パナソニック電工	420,000	788	330,960,000	
	キヤノン	630,000	3,550	2,236,500,000	
	リコー	420,000	873	366,660,000	
	東京エレクトロン	420,000	4,500	1,890,000,000	
	デンソー	420,000	2,512	1,055,040,000	
	三井造船	420,000	169	70,980,000	
	川崎重工業	420,000	270	113,400,000	
	日産自動車	420,000	698	293,160,000	
	いすゞ自動車	420,000	286	120,120,000	
	トヨタ自動車	420,000	3,065	1,287,300,000	
	日野自動車	420,000	335	140,700,000	
	三菱自動車工業	420,000	88	36,960,000	
	マツダ	420,000	156	65,520,000	
	本田技研工業	840,000	2,974	2,498,160,000	
	スズキ	420,000	1,665	699,300,000	

	富士重工業	420,000	522	219,240,000	
	テルモ	420,000	3,870	1,625,400,000	
	ニコン	420,000	1,508	633,360,000	
	オリンパス	420,000	1,981	832,020,000	
	シチズンホールディングス	420,000	411	172,620,000	
	凸版印刷	420,000	572	240,240,000	
	大日本印刷	420,000	840	352,800,000	
	ヤマハ	420,000	821	344,820,000	
	東京電力	42,000	1,221	51,282,000	
	中部電力	42,000	1,815	76,230,000	
	関西電力	42,000	1,808	75,936,000	
	東京瓦斯	420,000	311	130,620,000	
	大阪瓦斯	420,000	269	112,980,000	
	東武鉄道	420,000	310	130,200,000	
	東京急行電鉄	420,000	305	128,100,000	
	小田急電鉄	420,000	649	272,580,000	
	京王電鉄	420,000	442	185,640,000	
	京成電鉄	420,000	443	186,060,000	
	東日本旅客鉄道	42,000	4,170	175,140,000	
	西日本旅客鉄道	420	279,700	117,474,000	
	東海旅客鉄道	420	590,000	247,800,000	
	日本通運	420,000	263	110,460,000	
	ヤマトホールディングス	420,000	1,148	482,160,000	
	日本郵船	420,000	297	124,740,000	
	商船三井	420,000	433	181,860,000	
	川崎汽船	420,000	274	115,080,000	
	全日本空輸	420,000	233	97,860,000	
	三菱倉庫	420,000	837	351,540,000	
	ヤフー	1,680	27,400	46,032,000	
	トレンドマイクロ	420,000	2,046	859,320,000	
	スカパーＪＳＡＴホールディングス	420	23,850	10,017,000	
	日本電信電話	42,000	3,435	144,270,000	
	KDDI	4,200	471,000	1,978,200,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	420	131,500	55,230,000	
	東宝	42,000	970	40,740,000	
	エヌ・ティ・ティ・データ	4,200	217,500	913,500,000	
	CＳＫ	420,000	212	89,040,000	
	コナミ	420,000	1,306	548,520,000	
	ソフトバンク	1,260,000	2,819	3,551,940,000	
	双日	42,000	131	5,502,000	
	伊藤忠商事	420,000	708	297,360,000	
	丸紅	420,000	481	202,020,000	
	豊田通商	420,000	1,123	471,660,000	
	三井物産	420,000	1,261	529,620,000	
	住友商事	420,000	978	410,760,000	

	三菱商事	420,000	1,875	787,500,000	
	J・フロント リテイリング	420,000	280	117,600,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	420,000	706	296,520,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	420,000	1,879	789,180,000	
	高島屋	420,000	494	207,480,000	
	丸井グループ	420,000	518	217,560,000	
	イオン	420,000	841	353,220,000	
	ユニー	420,000	572	240,240,000	
	ファーストリテイリング	420,000	9,430	3,960,600,000	
	新生銀行	420,000	100	42,000,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	420,000	365	153,300,000	
	りそなホールディングス	42,000	351	14,742,000	
	中央三井トラスト・ホールディングス	420,000	260	109,200,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	42,000	2,495	104,790,000	
	千葉銀行	420,000	432	181,440,000	
	横浜銀行	420,000	347	145,740,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	420,000	286	120,120,000	
	静岡銀行	420,000	617	259,140,000	
	住友信託銀行	420,000	387	162,540,000	
	みずほ信託銀行	420,000	67	28,140,000	
	みずほフィナンシャルグループ	420,000	130	54,600,000	
	大和証券グループ本社	420,000	344	144,480,000	
	野村ホールディングス	420,000	387	162,540,000	
	みずほ証券	420,000	202	84,840,000	
	松井証券	420,000	411	172,620,000	
	NK S Jホールディングス	420,000	505	212,100,000	
	M S & A D インシュアランスグループ ホールディングス	126,000	1,700	214,200,000	
	東京海上ホールディングス	210,000	2,170	455,700,000	
	T & Dホールディングス	42,000	1,963	82,446,000	
	クレディセゾン	420,000	1,296	544,320,000	
	三井不動産	420,000	1,221	512,820,000	
	三菱地所	420,000	1,335	560,700,000	
	平和不動産	420,000	170	71,400,000	
	東京建物	420,000	297	124,740,000	
	東急不動産	420,000	345	144,900,000	
	住友不動産	420,000	1,572	660,240,000	
	電通	420,000	1,984	833,280,000	
	東京ドーム	420,000	134	56,280,000	
	セコム	420,000	3,920	1,646,400,000	
合計		86,828,280		89,878,509,000	

b. 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「その他の注記（デリバティブ取引関係）」の「 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年3月31日

資産総額	318,677,615円
負債総額	2,298,061円
純資産総額（ - ）	316,379,554円
発行済数量	328,320,275口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.9636円

（参考）2 2 5 インデックス マザーファンド

資産総額	116,431,441,975円
負債総額	6,247,788,338円
純資産総額（ - ）	110,183,653,637円
発行済数量	103,731,622,927口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0622円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

1．名義書換についての手続、取扱場所等

該当事項はありません。

2．受益者に対する特典

該当事項はありません。

3．受益権の譲渡

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡の手続および受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、上記 に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

4．受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

5．質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、換金申込の受付、換金代金および償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（１）資本金の額

平成23年3月末日現在の資本金の額	11億円
会社が発行する株式の総数	2,294,100株
発行済株式総数	1,082,500株

（２）会社の機構

経営体制

16名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また取締役中より代表取締役を選定します。

取締役会は、取締役社長が招集します。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集します。取締役会の招集通知は2日前までにこれを発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。また取締役および監査役全員の同意がある場合は、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資信託運用の意思決定と運用の流れ

a．基本運用方針、月次運用計画の決定

- ・投資政策委員会（原則月1回開催）において投資環境見通しおよび投資信託の基本運用方針に関する事項が審議・決定され、各運用部長において月次運用計画に関する事項が審議・決定されます。

b．運用の実行

- ・月次運用計画に沿って、ファンド・マネージャーからトレーディング部に売買発注指示があり、売買が執行されます。

c．運用のチェック等

- ・業務管理部において、運用上の諸リスクの管理および運用実績の評価等を行い、運用審査委員会にて報告・審議が行われます。
- ・法務・コンプライアンス部において、コンプライアンス・チェック（法令や忠実義務に照らして適正な運用がなされているかどうかのチェック）が実施され、コンプライアンス委員会および取締役会に報告を行っています。

会社の機構は平成23年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成23年3月末日現在、121本であり、その純資産総額の合計は1,297,192百万円です。（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産額
追加型株式投資信託	108本	1,246,033百万円
単位型株式投資信託	4本	5,873百万円
追加型公社債投資信託	1本	22,353百万円
単位型公社債投資信託	8本	22,933百万円
合計	121本	1,297,192百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表等規則は平成20年8月7日付の内閣府令第50号により改正されておりますが、第29期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しており、第30期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

2. 当社は、第29期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第30期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、第31期中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		第 29 期 (平成21年 3月31日現在)			第 30 期 (平成22年 3月31日現在)		
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1．預金	1		5,829,598			5,562,429	
2．前払費用		65,523		66,485			
3．未収入金		220,024		86,135			
4．未収委託者報酬		428,352		986,984			
5．未収運用受託報酬		354,335		875,927			
6．未収法人税等		112,284		-			
7．繰延税金資産		116,549		172,028			
8．その他		39,351		294			
流動資産計			7,166,019	88.4		7,750,286	89.1
固定資産							
1．有形固定資産	2		176,093			155,808	
(1)建物		91,950		78,985			
(2)器具備品		83,245		75,925			
(3)その他		897		897			
2．無形固定資産			59,352			101,154	
(1)電話加入権		2,862		2,862			
(2)ソフトウェア		43,843		97,865			
(3)ソフトウェア仮勘定		12,646		426			
3．投資その他の資産	1		701,598			687,752	
(1)投資有価証券		62,258		62,300			
(2)関係会社株式		318,574		319,502			
(3)長期差入保証金		164,953		164,953			
(4)繰延税金資産		152,450		138,998			
(5)その他		3,361		1,998			
固定資産計			937,044	11.6		944,714	10.9
資産合計			8,103,063	100.0		8,695,001	100.0

		第 29 期 (平成21年 3 月31日現在)			第 30 期 (平成22年 3 月31日現在)		
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 預り金			5,401			20	
2. 未払金			193,820			447,618	
(1) 未払収益分配金		1,057			847		
(2) 未払償還金		8,779			14,964		
(3) 未払手数料		136,643			383,377		
(4) その他未払金		47,340			48,428		
3. 未払費用			202,115			773,621	
4. 未払法人税等			-			6,079	
5. 未払消費税等			-			277	
6. 賞与引当金			285,107			217,219	
7. 役員賞与引当金			12,500			34,500	
流動負債計			698,945	8.6		1,479,336	17.0
固定負債							
1. 退職給付引当金			260,085			315,385	
2. 役員退職慰労引当金			1,062			5,229	
固定負債計			261,147	3.2		320,614	3.7
負債合計			960,092	11.8		1,799,951	20.7

区分	注記 番号	第 29 期 (平成21年3月31日現在)			第 30 期 (平成22年3月31日現在)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金			1,100,000	13.6		1,100,000	12.6
2. 資本剰余金							
(1) 資本準備金		277,667			277,667		
資本剰余金合計			277,667	3.4		277,667	3.2
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		175,000			175,000		
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		3,137,790			3,137,790		
繰越利益剰余金		2,452,537			2,204,592		
利益剰余金合計			5,765,327	71.1		5,517,382	63.5
株主資本合計			7,142,995	88.2		6,895,050	79.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			24	0.0		-	0.0
評価・換算差額等合計			24	0.0		-	0.0
純資産合計			7,142,971	88.2		6,895,050	79.3
負債純資産合計			8,103,063	100.0		8,695,001	100.0

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)			第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
１．委託者報酬			3,527,956			4,007,860	
２．運用受託報酬			1,958,445			1,879,487	
３．投資助言報酬			6,000			3,000	
４．その他営業収益			7,500			5,000	
営業収益計			5,499,902	100.0		5,895,348	100.0
営業費用							
１．支払手数料			1,250,779			1,598,776	
２．広告宣伝費			54,034			49,508	
３．公告費			930			1,860	
４．調査費			844,094			1,539,888	
（１）調査費		25,992			21,584		
（２）委託調査費		377,335			1,104,265		
（３）情報機器関連費		437,919			411,652		
（４）図書費		2,846			2,386		
５．委託計算費			131,740			240,183	
６．営業雑経費			140,490			134,848	
（１）通信費		11,403			11,250		
（２）印刷費		76,362			76,214		
（３）協会費		9,071			6,951		
（４）諸会費		2,624			2,620		
（５）紹介手数料		41,027			37,811		
営業費用計			2,422,068	44.0		3,565,065	60.5
一般管理費							
１．給料			1,664,410			1,634,555	
（１）役員報酬		63,553			56,704		
（２）給料・手当		1,469,077			1,498,266		
（３）賞与		131,779			79,585		
２．法定福利費			223,107			194,388	
３．退職金			13,083			18,593	
４．福利厚生費			6,273			3,720	
５．交際費			3,083			2,204	
６．旅費交通費			48,818			23,958	
７．事務委託費			176,719			77,378	
８．租税公課			18,256			15,926	
９．不動産賃借料			173,557			173,814	
１０．退職給付費用			77,286			81,404	
１１．役員退職慰労引当金繰入			1,062			4,166	
１２．賞与引当金繰入			285,107			217,219	
１３．役員賞与引当金繰入			12,500			34,500	

		第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)			第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)		
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
14．固定資産減価償却費			78,460			81,588	
15．諸経費			115,286			98,412	
一般管理費計			2,897,013	52.7		2,661,833	45.2
営業利益または営業損失（ ）			180,820	3.3		331,549	5.6
営業外収益							
1．受取配当金			1,290			710	
2．受取利息			2,738			6,138	
3．時効成立分配金・償還金			7,513			378	
4．還付加算金			-			11,879	
5．その他			146			23	
営業外収益計			11,688	0.2		19,129	0.3
営業外費用							
1．為替差損			47,727			6,061	
2．事務過誤損失			6,218			4,839	
3．時効成立後支払分配金・償還金			-			1,621	
4．その他			418			122	
営業外費用計			54,365	1.0		12,645	0.2
経常利益または経常損失（ ）			138,143	2.5		325,065	5.5
特別利益							
1．固定資産売却益	1		1			56	
特別利益計			1	0.0		56	0.0
特別損失							
1．固定資産売却損	2		23			-	
2．固定資産除却損	3		1,158			11,077	
3．子会社株式評価損			533			-	
4．投資有価証券売却損			5			28	
特別損失計			1,720	0.0		11,105	0.2
税引前当期純利益または 税引前当期純損失（ ）			136,424	2.5		336,115	5.7
法人税、住民税及び事業 税			2,086			81,848	
過年度法人税等			173			-	
法人税等調整額			61,340			42,043	
当期純利益または当期 純損失（ ）			72,824	1.3		212,222	3.6

（３）【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

株主資本		第29期事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	第30期事業年度 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日
資本金	前事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	1,100,000	1,100,000
資本剰余金			
資本準備金	前事業年度末残高	277,667	277,667
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	277,667	277,667
利益剰余金			
利益準備金	前事業年度末残高	175,000	175,000
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	175,000	175,000
その他利益剰余金			
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
	当事業年度変動額	-	-
	当事業年度末残高	3,137,790	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,864,672	2,452,537
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	484,960	35,722
	当期純利益	72,824	212,222
	当事業年度変動額合計	412,135	247,945
株主資本合計	当事業年度末残高	2,452,537	2,204,592
	前事業年度末残高	7,555,130	7,142,995
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	484,960	35,722
	当期純利益	72,824	212,222
	当事業年度変動額合計	412,135	247,945
	当事業年度末残高	7,142,995	6,895,050
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	-	24
	当事業年度変動額		
	株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	24	24
	当事業年度変動額合計	24	24
純資産合計	当事業年度末残高	24	-
	前事業年度末残高	7,555,130	7,142,971
	当事業年度変動額		
	剰余金の配当	484,960	35,722
	当期純利益	72,824	212,222
	株主資本以外の項目の 当事業年度変動額（純額）	24	24
	当事業年度変動額合計	412,159	247,920
	当事業年度末残高	7,142,971	6,895,050

重要な会計方針

	第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1．有価証券の評価基準 及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2．固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8 ～ 18年 器具備品 3 ～ 15年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末における必要額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (5) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 役員賞与引当金 同左

4．その他財務諸表作成 のための基本となる重 要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左
-----------------------------------	--------------------------------	---------------------

会計処理方法の変更

第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
（会計方針の変更） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（企業会計審議会第一部会 平成 5 年 6 月17日）平成19年 3 月30日改正）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第16号（日本公認会計士協会会計制度委員会 平成 6 年 1 月18日）平成19年 3 月30日改正）が平成 20 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当事業年度よりこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 この変更による損益への影響はありません。	

表示方法の変更

第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
（損益計算書関係） 前事業年度において、営業収益のその他営業収益として掲記されていたもののうち、投資助言契約によって得た収益は、当事業年度より投資助言報酬と表示しております。なお、前事業年度の営業収益のその他営業収益に含まれる投資助言報酬は12,523千円です。	（損益計算書関係） 時効成立後支払分配金・償還金は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前事業年度の営業外費用のその他に含まれる時効成立後支払分配金・償還金の金額は162千円です。

注記事項

（貸借対照表関係）

第 29 期 (平成21年 3 月31日現在)	第 30 期 (平成22年 3 月31日現在)
1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 流動資産 未収入金 220,024千円 投資その他の資産 長期差入保証金 164,903千円 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 42,501千円 器具備品 132,848千円	1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債に区分掲記されたもののほか、次のものがあります。 流動資産 未収入金 85,156千円 投資その他の資産 長期差入保証金 164,903千円 2 有形固定資産の減価償却累計額 建物 55,466千円 器具備品 179,326千円

（損益計算書関係）

第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 1千円 2 固定資産売却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 23千円 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 277千円 ソフトウェア仮勘定 880千円	1 固定資産売却益の内訳は次のとおりであります。 器具備品 56千円 3 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 175千円 ソフトウェア 6,983千円 ソフトウェア仮勘定 3,918千円

(株主資本等変動計算書関係)

第29期事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月16日 定時株主総会	普通株式	484,960	448	平成20年3月31日	平成20年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

第30期事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月15日 定時株主総会	普通株式	35,722	33	平成21年3月31日	平成21年6月16日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第29期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

第30期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金運用については原則として預金等の資産を中心に投資する方針であり、有価証券の取得を行う場合には、投機的な取引は行いません。

また、資金調達については、主に金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

未収委託者報酬および未収運用受託報酬は顧客の信用リスクに晒されておりますが、主に信託銀行により分別管理が行われている信託財産から支弁されており、当該リスクの影響は軽微であります。

投資有価証券は、主に業務上の関係維持を目的として保有している非上場株式および子会社株式であり、定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

長期差入保証金については、本社ビルの賃貸借契約に係る同居覚書に基づき、親会社へ差入れたものです。

未払金、未払費用は、ほとんどが1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、「リスク管理基本方針」にて各種リスクの基本的考え方を定めており、「財務リスク管理規程」によって、財務リスク（資金繰りリスク、信用リスク）の管理方法を定めています。財務リスクの状況は、月次で開催されるリスク管理委員会にてモニタリングが行われます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,562,429	5,562,429	-
(2) 未収入金	86,135	86,135	-
(3) 未収委託者報酬	986,984	986,984	-
(4) 未収運用受託報酬	875,927	875,927	-
(5) 投資有価証券 その他有価証券	100	100	-
資産計	7,511,577	7,511,577	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(847)	(847)	-
未払償還金	(14,964)	(14,964)	-
未払手数料	(383,377)	(383,377)	-
その他未払金	(48,428)	(48,428)	-
(2) 未払費用	(773,621)	(773,621)	-
負債計	(1,221,239)	(1,221,239)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金並びに未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

その他有価証券の当会計年度中の売却額は71,450円であり、売却損の合計額は28,550円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類(*)	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1) 公社債	-	-	-
	(2) 株式	-	-	-
	(3) 外国証券	-	-	-
	(4) その他の証券	-	-	-
	小計	-	-	-
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 公社債	-	-	-
	(2) 株式	-	-	-
	(3) 外国証券	-	-	-
	(4) その他の証券	100	100	-
	小計	100	100	-
合計		100	100	-

(*) 当会計年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	319,502
長期差入保証金	164,953
合計	546,655

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権および満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5 年超
預金	5,562,429	-	-
未収入金	86,135	-	-
未収委託者報酬	986,984	-	-
未収運用受託報酬	875,927	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの(その他)	-	100	-
合計	7,511,477	100	-

（有価証券関係）

第29期事業年度（平成21年3月31日現在）

有価証券

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの（売買目的有価証券に該当する株式を除く）

該当事項はありません。

4．その他有価証券で時価のあるもの

（単位：千円）

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	100	58	41
	小計	100	58	41
合計		100	58	41

5．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6．当事業年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計金額
194	-	5

7．時価評価されていない主な有価証券の内容

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券 非上場株式	62,200
(2) 子会社株式 非上場株式	318,574

8．その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第30期事業年度（平成22年3月31日現在）

金融商品関係に記載しているため注記を省略しております。

(退職給付関係)

第 29 期 (平成21年3月31日現在)	第 30 期 (平成22年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。なお、従業員の一部について平成16年7月より確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を開始しました。 2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 260,085千円 (2) 退職給付引当金 260,085千円 (注) 当社は、対象人員が300名未満と少なく年齢や勤続期間にも偏りがあり、数理計算結果に一定の高い水準の信頼性を得ることが困難であると判断して、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付債務を算定しております。 3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 66,760千円 確定拠出年金への掛金支払額 <u>10,526千円</u> 退職給付費用 77,286千円 4. 退職給付債務の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務及びその内訳 (1) 退職給付債務 315,385千円 (2) 退職給付引当金 315,385千円 (注) 同左 3. 退職給付費用の内訳 勤務費用 69,901千円 確定拠出年金への掛金支払額 <u>11,502千円</u> 退職給付費用 81,404千円 4. 退職給付債務の計算基礎 同左

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第29期（平成21年3月31日現在）	第30期（平成22年3月31日現在）
	（単位：千円）	（単位：千円）
繰延税金資産		
（流動）		
賞与引当金	116,010	88,386
未払事業税	740	2,685
未払社会保険料	15,017	11,333
貯蔵品	2,144	2,071
繰越欠損金	-	58,703
その他	8,343	8,848
小計	142,255	172,028
（固定）		
退職給付引当金	106,261	130,458
繰越欠損金	36,411	-
子会社株式評価損	1,304	1,304
連結納税加入に伴う有価証券 時価評価益	111,796	111,796
減価償却超過額否認	9,760	8,540
その他	16	-
小計	265,550	252,099
評価性引当額	113,100	113,100
繰延税金資産計	294,705	311,027
繰延税金負債		
事業税中間納付	25,705	-
繰延税金負債計	25,705	-
繰延税金資産（負債）の純額	269,000	311,027

2．法定実行税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第29期（平成21年3月31日現在）	第30期（平成22年3月31日現在）
法定実効税率	40.69 %	法定実効税率 40.69 %
交際費等永久に損金に算入 されない項目	6.41 %	交際費等永久に損金に算入 されない項目 3.15 %
その他	0.48 %	その他 0.68 %
税効果会計適用後の法人税率 の負担率	46.62 %	税効果会計適用後の法人税率 の負担率 36.86 %

（関連当事者との取引）

第29期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	147,637	持株会社	(被所有) 直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約に係る敷金の差入 (*1)	-	長期差入保証金	164,903

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有） 割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	太陽生命保険(株)	東京都港区	62,500	生命保険業	-	投資顧問契約の締結	投資顧問契約 (*2)	442,451	未収運用受託報酬	70,152
同一の親会社を持つ会社	大同生命保険(株)	大阪府大阪市	110,000	生命保険業	-	投資顧問契約の締結 募集販売契約の締結 役員の兼任	投資顧問契約 (*2)	234,264	未収運用受託報酬	33,049
							募集販売契約 (*3)	583,064	未払手数料	64,588

（注）1. 上記（1）～（2）の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(*2) 投資顧問料については、運用の種類・受託資産の規模等を勘案し総合的に決定しております。

(*3) 募集販売契約にかかる代行手数料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

株式会社T & Dホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

第30期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)T&Dホールディングス	東京都港区	207,111	持株会社	（被所有） 直接 100	経営管理 役員の兼任	賃借契約 に係る敷 金の差入 (*1)	-	長期 差入 保証金	164,903

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 長期差入保証金については、床面積を基準に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

記載すべき重要な事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社 T & D ホールディングス（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)		第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	6,598.58円	1 株当たり純資産額	6,369.56円
1 株当たり当期純利益金額	67.27円	1 株当たり当期純損失金額	196.04円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎		1 株当たり当期純損失金額の算定上の基礎	
当期純利益（千円）	72,824	当期純損失（千円）	212,222
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	72,824	普通株式に係る当期純損失（千円）	212,222
期中平均株式数（千株）	1,082	期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

第 29 期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)	第 30 期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
該当事項はありません。	同左

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

		第31期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)			
流動資産			
1. 預金			5,228,464
2. 前払費用			86,805
3. 未収入金			1,353
4. 未収委託者報酬			967,456
5. 未収運用受託報酬			898,591
6. 未収投資助言報酬			526
7. 繰延税金資産			123,144
8. その他			91
流動資産計			7,306,434
固定資産			
1. 有形固定資産	1		142,898
(1) 建物		73,432	
(2) 器具備品		68,569	
(3) その他		897	
2. 無形固定資産			108,406
(1) 電話加入権		2,862	
(2) ソフトウェア		88,188	
(3) ソフトウェア仮勘定		17,354	
3. 投資その他の資産			1,352,144
(1) 投資有価証券		710,850	
(2) 関係会社株式		319,502	
(3) 長期差入保証金		159,266	
(4) 繰延税金資産		160,773	
(5) その他		1,752	
固定資産計			1,603,448
資産合計			8,909,882

		第31期中間会計期間末 (平成22年9月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
(負債の部)			
流動負債			
1. 預り金			20
2. 未払金			512,092
(1) 未払収益分配金		847	
(2) 未払償還金		10,834	
(3) 未払手数料		360,252	
(4) その他未払金		140,157	
3. 未払費用			729,287
4. 未払法人税等			10,450
5. 未払消費税等			42,369
6. 賞与引当金			192,317
7. 役員賞与引当金			11,350

流動負債計			1,497,887
固定負債			
1.退職給付引当金			339,710
2.役員退職慰労引当金			3,900
固定負債計			343,610
負債合計			1,841,497
(純資産の部)			
株主資本			
1.資本金			1,100,000
2.資本剰余金			277,667
(1)資本準備金	277,667		
3.利益剰余金			5,709,607
(1)利益準備金	175,000		
(2)その他利益剰余金			
別途積立金	3,137,790		
繰越利益剰余金	2,396,817		
株主資本合計			7,087,275
評価・換算差額等			
1.その他有価証券評価差額金			18,890
評価・換算差額等合計			18,890
純資産合計			7,068,385
負債純資産合計			8,909,882

(2) 中間損益計算書

		第31期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業収益			
1 . 委託者報酬			3,151,322
2 . 運用受託報酬			1,791,943
3 . 投資助言報酬			501
営業収益計			4,943,766
営業費用			
1 . 支払手数料			1,451,212
2 . 広告宣伝費			26,547
3 . 調査費			1,577,192
(1) 調査費		14,412	
(2) 委託調査費		1,338,854	
(3) 情報機器関連費		222,436	
(4) 図書費		1,488	
4 . 委託計算費			86,538
5 . 営業雑経費			76,966
(1) 通信費		5,719	
(2) 印刷費		46,927	
(3) 協会費		4,388	
(4) 諸会費		1,438	
(5) 紹介手数料		18,492	
営業費用計			3,218,456
一般管理費			
1 . 給料			788,783
(1) 役員報酬		33,022	
(2) 給料・手当		738,264	
(3) 賞与		17,496	
2 . 法定福利費			106,518
3 . 退職金			773
4 . 福利厚生費			2,907
5 . 交際費			930
6 . 旅費交通費			14,429
7 . 事務委託費			40,036
8 . 租税公課			10,798
9 . 不動産賃借料			86,807
10 . 退職給付費用			40,873
11 . 役員退職慰労金			354
12 . 役員退職慰労引当金繰入			1,150
13 . 賞与引当金繰入			192,622
14 . 役員賞与引当金繰入			11,350
15 . 固定資産減価償却費	1		35,671
16 . 諸経費			59,245
一般管理費計			1,393,252
営業利益			332,057

		第31期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	
区分	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)
営業外収益			
1. 受取配当金			820
2. 受取利息			988
3. 時効成立償還金			4,129
4. その他			983
営業外収益計			6,921
営業外費用			
1. 為替差損			902
2. 事務過誤損失			2,310
3. その他			173
営業外費用計			3,386
経常利益			335,592
特別利益			
1. 投資有価証券売却益			249
特別利益計			249
特別損失			
1. 固定資産除却損			534
2. 投資有価証券売却損			678
3. 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額			5,018
特別損失計			6,230
税引前中間純利益			329,610
法人税、住民税及び事業税			97,316
法人税等調整額			40,068
中間純利益			192,225

（３）中間株主資本等変動計算書

第31期中間会計期間(自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日)

株主資本		金額 (千円)
資本金	前事業年度末残高	1,100,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	1,100,000
資本剰余金		
資本準備金	前事業年度末残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
資本剰余金合計	前事業年度末残高	277,667
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	277,667
利益剰余金		
利益準備金	前事業年度末残高	175,000
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	175,000
その他利益剰余金		
別途積立金	前事業年度末残高	3,137,790
	当中間会計期間変動額	-
	当中間会計期間末残高	3,137,790
繰越利益剰余金	前事業年度末残高	2,204,592
	当中間会計期間変動額	
	剰余金の配当	-
	中間純利益	192,225
	当中間会計期間変動額合計	192,225
利益剰余金合計	当中間会計期間末残高	2,396,817
	前事業年度末残高	5,517,382
	当中間会計期間変動額	192,225
株主資本合計	当中間会計期間末残高	5,709,607
	前事業年度末残高	6,895,050
	当中間会計期間変動額	192,225
株主資本合計	当中間会計期間末残高	7,087,275
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前事業年度末残高	-
	当中間会計期間変動額（純額）	18,890
	当中間会計期間末残高	18,890
評価・換算差額等合計	前事業年度末残高	-
	当中間会計期間変動額	18,890
	当中間会計期間末残高	18,890
純資産合計	前事業年度末残高	6,895,050
	当中間会計期間変動額	173,335
	当中間会計期間末残高	7,068,385

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第31期中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>8 ～ 18年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 ～ 15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。	建物	8 ～ 18年	器具備品	3 ～ 15年
建物	8 ～ 18年				
器具備品	3 ～ 15年				
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、貸倒実績等がないため、貸倒引当金の残高はありません。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間にかかる額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当中間会計期末における必要額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。				
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。				

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準の適用）

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年 3 月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第21号 平成20年 3 月31日）を適用しております。

これによる損益の影響は軽微であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第31期中間会計期間末 (平成22年 9 月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
建物	61,019千円
器具備品	189,669千円
2 消費税等の取扱い	

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

第31期中間会計期間 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日）	
1 固定資産の減価償却実施額は次の通りであります。	
有形固定資産	23,499千円
無形固定資産	12,171千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第31期中間会計期間（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（千株）	当中間会計期間増加 株式数（千株）	当中間会計期間減少 株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
普通株式	1,082	-	-	1,082
合計	1,082	-	-	1,082

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成22年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと。）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 預金	5,228,464	5,228,464	-
(2) 未収委託者報酬	967,456	967,456	-
(3) 未収運用受託報酬	898,591	898,591	-
(4) 投資有価証券 その他有価証券	648,650	648,650	-
資産計	7,745,042	7,745,042	-
(1) 未払金 未払収益分配金	(847)	(847)	-
未払償還金	(10,834)	(10,834)	-
未払手数料	(360,252)	(360,252)	-
その他未払金	(140,157)	(140,157)	-
(2) 未払費用	(729,287)	(729,287)	-
負債計	(1,241,379)	(1,241,379)	-

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 預金

時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬および未収運用受託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

その他有価証券において、種類ごとの取得原価、中間貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	種類	取得原価	中間貸借対照表 計上額	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) その他の証券	680,500	648,650	31,849
合計		680,500	648,650	31,849

負 債

(1) 未払金および未払費用

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	62,200
子会社株式	319,502
長期差入保証金	159,266
合計	540,968

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（資産除去債務関係）

記載すべき重要な事項はありません。

（セグメント情報等）

第31期中間会計期間(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)

セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品およびサービスに関する情報

当社の製品およびサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品およびサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（追加情報）

当中間会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3 月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日）を適用しております。

（１株当たり情報）

第31期中間会計期間 （自 平成22年４月１日 至 平成22年９月30日）	
１株当たり純資産額	6,529円68銭
１株当たり中間純利益金額	177円57銭
なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
１株当たり中間純利益金額の算定上の基礎	
中間純利益（千円）	192,225
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	192,225
期中平均株式数（千株）	1,082

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、ファンドの運用指図を行うに当たり、利害関係人との取引について、次の行為が禁止されています。

1. 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
2. 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
3. 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下4、5において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
4. 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
5. 上記3、4に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

出資の状況

委託会社は有価証券届出書提出日現在において、運用業務の拡張を目的として下記の会社に出資を行っています。

T&D Asset Management (U.S.A.) Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント（ユー・エス・エー）インク）

T&D Asset Management Cayman Inc.（出資比率 100%）

（ティ・アンド・ディ アセットマネジメント ケイマン インク）

訴訟事件その他の重要事項

有価証券届出書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 324,279百万円（平成23年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 信託事務の一部委託先 >

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・ 資本金の額 10,000百万円（平成23年3月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (単位：百万円) (平成23年3月末日現在)	事業の内容
大同生命保険株式会社	110,000	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は主に以下の業務を行います。

- a . 信託財産の保管・管理・計算
- b . 委託会社の指図に基づく信託財産の処分等

「販売会社」は主に以下の業務を行います。

- a . 受益権の募集・販売の取扱い
- b . 受益権の換金（解約）申込の取扱い
- c . 換金代金、収益分配金および償還金の支払の取扱い
- d . 目論見書、運用報告書の交付等

3【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成23年3月末日現在、該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成22年6月15日	有価証券届出書
平成22年6月15日	有価証券報告書
平成22年12月15日	半期報告書
平成22年12月15日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年5月16日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小澤 裕治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大同DC225インデックスファンドの平成22年3月16日から平成23年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同DC225インデックスファンドの平成23年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月4日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(中間\)へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月3日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	英 公一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & Dアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、T & Dアセットマネジメント株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年5月21日

T & Dアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小澤 裕治
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている大同DC225インデックスファンドの平成21年3月17日から平成22年3月15日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大同DC225インデックスファンドの平成22年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

T & Dアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月5日

T & D アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

英 公一

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小澤 裕治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているT & D アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、T & D アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。